

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案に対する修正案要綱

一 特別永住者の特別永住者証明書等の常時携帯義務に関する修正案要綱

特別永住者の特別永住者証明書及び旅券の常時携帯義務に係る規定並びにこれに係る罰則を削除すること。

(入管法旧第七十七条の二並びに特例法第十七条及び旧第三十三条関係)

二 在留カード等の番号に関する修正

1 在留カード及び特別永住者証明書の番号は、その交付（再交付を含む。）ごとに異なる番号を定めるものとすること。  
(入管法新第十九条の四第二項及び特例法新第八条第二項関係)

2 在留カードの交付を受けた中長期在留者又は特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、紛失や毀損等の場合以外の場合であっても、在留カード又は特別永住者証明書の交換を希望するとき（正当な理由がないと認められるときを除く。）は、その再交付を申請することができるものとすること。

(入管法第十九条の十三第一項後段及び特例法第十四条第一項後段関係)

3 2により在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けるときは、実費を勘案して政令で定める額の

手数料を納付しなければならないこと。

(入管法第六十七条の二及び特例法第十四条第五項関係)

### 三 所属機関の届出義務に関する修正

入管法別表第一の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている機関による当該中長期在留者の受入れの状況に関する届出義務を努力義務に変更すること。

(入管法第十九条の十七関係)

### 四 中長期在留者に関する情報に関する修正

法務大臣は、在留管理の目的を達成するために必要な最小限度の範囲を超えて、中長期在留者に関する情報を取得し、又は保有してはならず、当該情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の保護に留意しなければならないものとすること。

(入管法第十九条の十八第三項関係)

### 五 在留資格の取消しに関する修正

1 日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて在留する者が配偶者の身分を有する者としての活動を継続して行わないで在留している場合の在留資格の取消しについて、期間の基準を「三月以上」から「六月以上」に延長するとともに、当該活動をしないことにつき正当な理由がある場合を除外すること。

(入管法第二十二条の四第一項第七号関係)

2 法務大臣は、1の取消しをしようとする場合には、在留資格の変更の申請又は永住許可の申請の機会を与えるよう配慮しなければならないものとすること。  
(入管法第二十二条の五関係)

3 上陸許可の証印又は許可を受けて新たに中長期在留者となつた者が当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に住居地の届出をしない場合の在留資格の取消しについて、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除外すること。

(入管法第二十二条の四第一項第八号関係)

#### 六 団体監理型の技能実習の活動に対する団体の責任に関する修正

団体監理型の技能実習の活動について、団体の「責任及び監理」の下に行われる旨を明確化すること。

(入管法別表第一の二関係)

#### 七 検討規定の追加に関する修正

1 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のもののうち入管法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようするとの観点から、施行日までに、その居住地、身

分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(附則第六十条第一項関係)

2 法務大臣は、この法律の円滑な施行を図るため、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、在留特別許可の運用の透明性を更に向上させる等その出頭を促進するための措置その他の不法滞在者の縮減に向けた措置を講ずることを検討するものとすること。

(附則第六十条第二項関係)

3 法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理の在り方を検討するものとすること。

(附則第六十条第三項関係)

4 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(附則第六十一条関係)

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案に対する修正案

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一項を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表に次のように加える改正規定のうち技能実習の項の下欄第一号ロ中「、当該団体の」の下に「責任及び」を加え、同欄第二号ロ中「団体の」の下に「責任及び」を加える。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法目次の改正規定中「第二十条—第二十二条の四」を「第二十条—第二十二条の五」に改める。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第十九条の二の次に一款を加える改正規定のうち第十九条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第五号の在留カードの番号は、法務省令で定めるところにより、在留カードの交付（再交付を含

む。）」<sup>ト</sup>とに異なる番号を定めるものとする。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第十九条の二の次に一款を加える改正規定のうち第十九条の七第一項中「第十九条の四第四項」を「第十九条の四第五項」に改める。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第十九条の二の次に一款を加える改正規定のうち第十九条の十三第一項中「第十九条の四第四項」を「第十九条の四第五項」に改め、「毀損したとき」の下に「（以下この項において「毀損等の場合」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

在留カードの交付を受けた中長期在留者が、毀損等の場合以外の場合であつて在留カードの交換を希望するとき（正当な理由がないと認められるときを除く。）も、同様とする。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第十九条の二の次に一款を加える改正規定のうち第十九条の十三第一項中「第十九条の四第四項」を「第十九条の四第五項」に改める。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第十九条の二の次に一款を加える改正規定のうち第十九条の十七の見出し中「の届出義務」を「による届出」に改め、同条中「届け出なければ」を「届け出るよう努めなれば」に改める。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第十九条の二の次に一項を加える改正規定中第十九条の十八に次の一項を加える。

3 法務大臣は、在留管理の目的を達成するために必要な最小限度の範囲を超えて、第一項に規定する情報を取り得し、又は保有してはならず、当該情報の取扱いに当たつては、個人の権利利益の保護に留意しなければならない。

第二条中出入国管理及び難民認定法第四章中第二節を第三節とし、第二十条の前に節名を付する改正規定を次のように改める。

第四章中第二節を第三節とする。

第四章第一節中第二十二条の四の次に次の二条を加える。

(在留資格の取消しの手続における配慮)

第二十二条の五 法務大臣は、前条第一項に規定する外国人について、同項第七号に掲げる事実が判明したことにより在留資格の取消しをしようとする場合には、第二十条第二項の規定による在留資格の変更の申請又は第二十二条第一項の規定による永住許可の申請の機会を与えるよう配慮しなければならない。

第二十条の前に次の節名を付する。

## 第二節 在留資格の変更及び取消し等

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項に四号を加える改正規定のうち第七号中「二月」を「六月」に改め、「在留している」と下に「（当該活動を行わないで在留している）」につき正当な理由がある場合を除く。」を加え、第八号中「しないこと」の下に「（届出をしないこと）につき正当な理由がある場合を除く。」を加える。

第二条中出入国管理及び難民認定法第六十七条の改正規定の次に次のように加える。

第六十七条の二中「交付を」の下に「受け、又は第十九条の十三第一項後段の規定による申請に基づき同条第四項において準用する第十九条の十第二項の規定により在留カードの交付を」を加える。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第七十六条第二号の改正規定中「第七十六条第二号」を『第七十六条第一号中「（特別永住者を除く。）」を削り、同条第二号』に改める。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第七十七条の二の次に一条を加える改正規定中「の次に次の二条を加える」を「を次のように改める」に改め、第七十七条の三を第七十七条の二とする。

第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六条の次に十三条を加える改正規定のうち第八条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の交付（再交付を含む。）ごとに異なる番号を定めるものとする。

第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六条の次に十三条を加える改正規定のうち第十条第三項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六条の次に十三条を加える改正規定のうち第十四条第一項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改め、「毀損<sup>きそん</sup>したとき」の下に「（以下この項において「毀損等の場合」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、毀損<sup>きそん</sup>等の場合以外の場合であつて特別永住者証明書の交換を希望するとき（正当な理由がないと認められるときを除く。）も、同様とする。

第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六条の次に十三条を加える改正規定のうち第十四条第二項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 特別永住者は、第一項後段の規定による申請に基づき前項において準用する第十二条第二項の規定により特別永住者証明書の交付を受けるときは、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六条の次に十三条を加える改正規定のうち第十七条の見出し中「、携帯」を削り、「提示」を「提示等」に改め、同条第一項本文中「受領し、常にこれを携帯していなければ」を「受領しなければ」に改め、同項ただし書きを削り、同条第四項中「が特別永住者証明書を携帯する場合には」を「については」に改め、「規定」の下に「（これに係る罰則を含む。）」を加える。

第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六条の次に十三条を加える改正規定のうち第十九条第一項中「第三十五条」を「第三十四条」に改める。

第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法本則に見出し及び十条を加える改正規定中「十条を」を「九条を」に改め、第三十三条の前の見出し及び同条を削り、第三十四条を第三十三条とし、同条の前に見出しどして「(過料)」を付し、第三十五条を第三十四条とする。

附則第一条第一号中「改める改正規定」の下に「並びに附則第六十条の規定」を加える。

附則第十五条第一項中「第三項まで」の下に「(第一項後段を除く。)」を加える。

附則第二十一条中「三月」を「六月」に改める。

附則第二十八条第一項中「第三項まで」の下に「(第一項後段を除く。)」を加える。

附則に次の見出し及び二条を加える。

#### (検討)

第六十条 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のもののうち入管法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおそ

の者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 法務大臣は、この法律の円滑な施行を図るため、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法第五十条第一項の許可の運用の透明性を更に向上去させる等その出頭を促進するための措置その他の不法滞在者の縮減に向けた措置を講ずることを検討するものとする。

3 法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理の在り方を検討するものとする。

第六十一条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）〔第一次改正〕（第一条関係）  
特例法の一部を改正する等の法律案に対する修正案 本則部分三段対比条文及び附則部分新旧対照条文

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）〔第一次改正〕（第一条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修 正 後

別表第一（第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第二十条の二、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十四条、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八関係）

二  
技能実習  
〔略〕  
〔略〕  
一 次のイ又はロのいずれか  
に該当する活動  
イ 「同下」  
ロ 法務省令で定める要件  
に適合する當利を目的と  
しない団体により受け入  
れられて行う知識の修得  
及び当該団体の策定した  
計画に基づき、当該団体  
の責任及び監理の下に本  
邦の公私の機関との雇用  
契約に基づいて当該機関  
の業務に従事して行う技  
能等の修得をする活動  
二 次のイ又はロのいずれか  
に該当する活動  
イ 「同下」

修 正 前

別表第一（第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十四条、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八関係）

二

技能実習  
〔略〕  
〔略〕

一 次のイ又はロのいずれか  
に該当する活動  
イ 「新設・略」  
ロ 法務省令で定める要件  
に適合する當利を目的と  
しない団体により受け入  
れられて行う知識の修得  
及び当該団体の策定した  
計画に基づき、当該団体  
の監理の下に本邦の公私  
の機関との雇用契約に基  
づいて当該機関の業務に  
従事して行う技能等の修  
得をする活動  
二 次のイ又はロのいずれか  
に該当する活動  
イ 「新設・略」

現 行

別表第一（第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十四条、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八関係）

二

〔新設〕  
〔新設〕

二  
技能実習  
〔略〕  
〔略〕

□ 前号□に掲げる活動に從事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する當利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）

□ 前号□に掲げる活動に從事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する當利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）

○ 出入国管理及び難民認定法〔第二次改正〕(第二条関係)

(ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分)

修 正 後

修 正 前

第一次改正後

目次

第一章～第三章 [略]

第一章～第三章 [略]

第一章～第三章 [略]

第四章 在留及び出国

第四章 在留及び出国

第四章 在留及び出国

第一節 在留

第一節 在留

第一節 在留

第一款 在留中の活動 (第十九条・第十九条の二)

第一款 在留中の活動 (第十九条・第十九条の二)

第一款 在留中の活動 (第十九条・第十九条の二)

第二款 中長期の在留 (第十九条の三～第十九条の十九)

第二款 中長期の在留 (第十九条の三～第十九条の十九)

第二款 中長期の在留 (第十九条の三～第十九条の十九)

第三節 在留資格の変更及び取消し等 (第二十条～第二十二条の五)

第三節 在留資格の変更及び取消し等 (第二十条～第二十二条の四)

第三節 在留資格の変更及び取消し等 (第二十条～第二十二条の四)

第四節 出国 (第二十五条～第二十六条の二)

第四節 出国 (第二十五条～第二十六条の二)

第四節 出国 (第二十五条～第二十六条の二)

第五節 在留の条件 (第二十三条～第二十四条の三)

第五節 在留の条件 (第二十三条～第二十四条の三)

第五節 在留の条件 (第二十三条～第二十四条の三)

第六節 在留の条件 (第二十一条～第二十二条の二)

第六節 在留の条件 (第二十一条～第二十二条の二)

第六節 在留の条件 (第二十一条～第二十二条の二)

第七節 在留の条件 (第二十一条～第二十二条の二)

第七節 在留の条件 (第二十一条～第二十二条の二)

第七節 在留の条件 (第二十一条～第二十二条の二)

附則

附則

附則

(在留カードの記載事項等)

(在留カードの記載事項等)

(新設)

(在留カードの記載事項等)

(在留カードの記載事項等)

(新設)

(在留カードの記載事項等)

(在留カードの記載事項等)

(新設)

2 前項第五号の在留カードの番号は、法務省令で定めるところにより、在留カードの交付（再交付を含む。）ごとに異なる番号を定めるものとする。

〔同下〕

3 前三项に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきものその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。

〔同下〕

4 3 前二項に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきものその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。

〔新設・略〕

5 〔新設・略〕

(新規上陸後の住居地届出)

(新規上陸後の住居地届出)

第十九条の七 「同下」

2 市町村の長は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合には、当該在留カードにその住居地の記載（第十九条の四第五項の規定による記録を含む。）をして、これを当該中長期在留者に返還するものとする。

3 「同下」

(汚損等による在留カードの再交付)

第十九条の十三 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第五項の規定による記録が毀損したとき（以下この項において「毀損等の場合」といふ。）は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの再交付を申請することができる。在留カードの交付を受けた中長期在留者が、毀損等の場合以外の場合であつて在留カードの交換を希望するとき（正当な理由がないと認められるときを除く。）も、同様とする。

2 法務大臣は、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第五項の規定による記録が毀損した在留カードを所持する中長期在留者に対し、在留カードの再交付を申請することを命ずることができる。

3・4 「同下」

(所属機関による届出)

第十九条の十七 別表第一の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられて在留する中長期在留者が受け入れられて

第十九条の七 「新設・略」

2 市町村の長は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合には、当該在留カードにその住居地の記載（第十九条の四第四項の規定による記録を含む。）をして、これを当該中長期在留者に返還するものとする。

3 「新設・略」

(汚損等による在留カードの再交付)

第十九条の十三 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第四項の規定による記録が毀損したときは、法務大臣に対し、在留カードの再交付を申請することができる。

2 法務大臣は、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第四項の規定による記録が毀損した在留カードを所持する中長期在留者に対し、在留カードの再交付を申請することを命ずることができる。

3・4 「新設・略」

(所属機関の届出義務)

第十九条の十七 別表第一の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられて在留する中長期在留者が受け入れられて

〔新設〕

〔新設〕

いる本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関（雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出るよう努めなければならない。

（中長期在留者に関する情報の継続的な把握）

第十九条の十八　〔同下〕

3 2 第十九条の十八　〔同下〕

法務大臣は、在留管理の目的を達成するために必要な最小限度の範囲を超えて、第一項に規定する情報を取得し、又は保有してはならず、当該情報の取扱いに当たつては、個人の権利利益の保護に留意しなければならない。

（在留資格の取消し）

第二十二条の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人（第六十一条の二第一項の難民の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一～六　〔同下〕

七 日本人の配偶者等の在留資格（日本人の配偶者の身分を有する者（兼ねて日本人の特別養子（民法（明治二十九年法律

いる本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関（雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出なければならない。

（中長期在留者に関する情報の継続的な把握）

第十九条の十八　〔新設・略〕

2 第十九条の十八　〔新設・略〕

〔新設〕

（在留資格の取消し）

第二十二条の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人（第六十一条の二第一項の難民の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一～六　〔改正あり・略〕

七 日本人の配偶者等の在留資格（日本人の配偶者の身分を有する者（兼ねて日本人の特別養子（民法（明治二十九年法律

（在留資格の取消し）

第二十二条の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人（第六十一条の二第一項の難民の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一～五　〔改正あり・略〕

第八十九号) 第八百七十七条の二の規定による特別養子をいう。以下同じ。) 又は日本本人の子として出生した者の身分を有する者を除く。) に係るものに限る。) をもつて在留する者又は永住者の配偶者等の在留資格(永住者等の配偶者の身分を有する者(兼ねて永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。)に係るものに限る。)をもつて在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していること(当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。)。

第八十九号) 第八百七十七条の二の規定による特別養子をいう。以下同じ。) 又は日本本人の子として出生した者の身分を有する者を除く。) に係るものに限る。) をもつて在留する者又は永住者の配偶者等の在留資格(永住者等の配偶者の身分を有する者(兼ねて永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。)に係るものに限る。)をもつて在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して三月以上行わないで在留していること。

八 前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可、この節の規定による許可又は第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に、法務大臣に、住居地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。)。

九・十 [同下]  
259 [新設]

九・十 [新設・略]  
259 [改正あり・略]

九・十 [新設]  
257 [改正あり・略]

(在留資格の取消しの手続における配慮)  
第二十二条の五 法務大臣は、前条第一項に規定する外国人について、同項第七号に掲げる事実が判明したことにより在留資格の取消しをしようとする場合には、第二十条第二項の規定による在留資格の変更の申請

又は第二十二条第一項の規定による永住許可の申請の機会を与えるよう配慮しなければならない。

第六十七条の二 外国人は、第十九条の二第一項の規定により就労資格証明書の交付を受け、又は第十九条の十三第一項後段の規定による申請に基づき同条第四項において準用する第十九条の十第二項の規定により在留カードの交付を受けるときは、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定に違反した者

二 [同下]

[削る]

第七十七条の二 [同下]

[新設]

第六十七条の二 外国人は、第十九条の二第一項の規定により就労資格証明書の交付を受けるときは、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定に違反した者  
(特別永住者を除く。)

二 [一部改正あり・略]

第七十七条の二 特別永住者が第二十三条第一項の規定に違反したときは、十万円以下の過料に処する。

第七十七条の三 [新設・略]

[新設]

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 [同上]

二 [一部改正あり・略]

[同上]

○ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（第三条関係）

〔ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分〕

修 正 後

（特別永住者証明書の記載事項等）

第八条　〔同下〕

2 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の交付（再交付を含む。）こと異なる番号を定めるものとする。

〔同下〕

4・3 前三项に規定するもののほか、特別永住者証明書の様式、特別永住者証明書に表示すべきものその他特別永住者証明書について必要な事項は、法務省令で定める。

5 〔同下〕

（住居地の届出）

第十条　〔同下〕

〔同下〕

3・2 市町村の長は、前二項の規定による特別永住者証明書の提出があつた場合には、当該特別永住者証明書にその住居地又は新住居地の記載（第八条第五項の規定による記録を含む。）をし、これを当該特別永住者に返還するものとする。

4・5 〔同下〕

（汚損等による特別永住者証明書の再交付）

第十四条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第八条第五項の規定による記録が毀損したときは、以下この項において「毀損等の場合」と

修 正 前

（特別永住者証明書の記載事項等）

第八条　〔新設〕

〔新設〕

現 行

〔新設〕

2 〔新設・略〕

3 前二項に規定するもののほか、特別永住者証明書の様式、特別永住者証明書に表示すべきものその他特別永住者証明書について必要な事項は、法務省令で定める。

4 〔新設・略〕

〔新設・略〕

（住居地の届出）

第十条　〔新設・略〕

〔新設・略〕

3 市町村の長は、前二項の規定による特別永住者証明書の提出があつた場合には、当該特別永住者証明書にその住居地又は新住居地の記載（第八条第四項の規定による記録を含む。）をし、これを当該特別永住者に返還するものとする。

4・5 〔新設・略〕

（汚損等による特別永住者証明書の再交付）

第十四条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第八条第四項の規定による記録が毀損したときは、法務省令で定める手続により、居住地

いう。は、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に對し、特別永住者証明書の再交付を申請することができる。特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、毀損等の場合以外の場合であつて特別永住者証明書の交換を希望するとき（正当な理由がないと認められるときを除く。）も、同様とする。

2 法務大臣は、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第八条第五項の規定による記録が毀損した特別永住者証明書を所持する特別永住者に對し、特別永住者証明書の再交付を申請することを命ずることができる。

3・4 [同下]

5 特別永住者は、第一項後段の規定による申請に基づき前項において準用する第十一

条第二項の規定により特別永住者証明書の交付を受けるときは、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

〔特別永住者証明書の受領及び提示等〕

第十七条 特別永住者は、法務大臣が交付し、又は市町村の長が返還する特別永住者証明書を受領しなければならない。

2・3 [同下]

4 特別永住者については、入管法第二十三  
条第一項本文の規定（これに係る罰則を含む。）は、適用しない。

の市町村の長を経由して、法務大臣に對し、特別永住者証明書の再交付を申請することができる。

2 法務大臣は、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第八条第四項の規定による記録が毀損した特別永住者証明書を所持する特別永住者に對し、特別永住者証明書の再交付を申請することを命ずることができる。

3・4 [新設・略]

〔新設〕

〔特別永住者証明書の受領、携帯及び提示〕

第十七条 特別永住者は、法務大臣が交付し、又は市町村の長が返還する特別永住者証明書を受領し、常にこれを携帯していなければならぬ。ただし、十六歳に満たない者は、特別永住者証明書を携帯していることを要しない。

2・3 [新設・略]

4 特別永住者が特別永住者証明書を携帯する場合には、入管法第二十三条第一項本文の規定は、適用しない。

〔新設〕

(本人の出頭義務と代理人による届出等)

第十九条 第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一項第一項の規定による届出、第十一条第三項の規定により返還され、若しくは第十二条第二項(第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付される特別永住者証明書の受領又は第十二条第一項若しくは第二項、第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請(以下この条及び第三十四条において「届出等」という。)は、居住地(第十一条第一項若しくは第二項の規定による届出又は同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領にあつては、住居地)の市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならぬ。

2・3 「同下」

〔削る〕

(過料)  
第三十三条・第三十四条 「同下」

(本人の出頭義務と代理人による届出等)

第十九条 第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一項第一項の規定による届出、第十一条第三項の規定により返還され、若しくは第十二条第二項(第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付される特別永住者証明書の受領又は第十二条第一項若しくは第二項、第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請(以下この条及び第三十五条において「届出等」という。)は、居住地(第十一条第一項若しくは第二項の規定による届出又は同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領にあつては、住居地)の市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならぬ。

2・3 「新設・略」

(過料)

第三十三条 第十七条第一項の規定に違反して特別永住者証明書を携帯しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案

(傍線部分は修正部分)

修 正 後

(施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第五十三条第三項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）及び第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「特例法」という。）第八条中「第七十条第八号」を「第七十条第一項第八号」に改める改正規定並びに附則第六十条の規定 公布の日

二～七 「略」

修 正 前

(施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第五十三条第三項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）及び第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「特例法」という。）第八条中「第七十条第八号」を「第七十条第一項第八号」に改める改正規定 公布の日

二～七 「同上」

第十五条 中長期在留者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は、新入管法第十九条の九、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項から第三項まで（第一項後段を除く。）、第十九条の十四、第十九条の十五、第二十三条、第二十六条の二第一項、第六十一条の九の三第一項第一号（新入管法第十九条の九第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに第六十一条の九の三第二項及び第三項（いずれも同条第一項第一号に係る部分に限り、これらの規定を附則第十九条第二項において準用する場合に限る。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、在留カードとみなす。

2  
4  
〔略〕

第十五条 中長期在留者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は、新入管法第十九条の九、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項から第三項まで、第十九条の十四、第十九条の十五、第二十三条、第二十六条の二第一項、第六十一条の九の三第一項第一号（新入管法第十九条の九第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限り、これらの規定を附則第十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第十七条（第一項第一号及び第二項及び第三項（いずれも同条第一項第一号に係る部分に限り、これららの規定を附則第十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第十七条（第一項第一号及び第二号に係る部分に限り、これららの規定に係る罰則を含む。）の適用については、在留カードとみなす。）及び第十九条第一項（附則第十七条第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限り、これらの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、在

2  
4  
〔同上〕

第二十一条 この法律の施行の際現に新入管法第二十二条の四第一項第七号に規定する日本人の配偶者等の在留資格又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて在留する者で、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留しているものについての同号の規定の適用については、同号中「継続して六月」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第 号)の施行後継続して六月」とする。

第二十八条 特別永住者が所持する登録証明書は、新特例法第十条(第一項及び第四項を除く)、第十二条第一項及び第二項、第十一条第一項、第十四条第一項から第三項まで(第一項後段を除く)、第十五条から第十七条まで、第十九条第一項(新特例法第十条第二項及び第三項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第十九条第二項及び第三項(いずれも同条第一項に係る部分に限り、これらを附則第三十二条第二項において準用する場合を含む)並びに第二十三条第二項並びに附則第三十条(第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十二条第一項(附則第三十条第一項及び同条第二項において準用する新特例法第十条第三項に係る部分に限る。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、特別永住者証明書とみなす。

254 「略」

第五十九条 「略」

(検討)

第六十条 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のもののうち入管法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知する

第二十一条 この法律の施行の際現に新入管法第二十二条の四第一項第七号に規定する日本人の配偶者等の在留資格又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて在留する者で、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して三月以上行わないで在留しているものについての同号の規定の適用については、同号中「継続して三月」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第 号)の施行後継続して三月」とする。

第二十八条 特別永住者が所持する登録証明書は、新特例法第十条(第一項及び第四項を除く)、第十二条第一項及び第二項、第十一条第一項、第十四条第一項から第三項まで、第十五条から第十七条まで、第十九条第一項(新特例法第十条第二項及び第三項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第十九条第二項及び第三項(いずれも同条第一項に係る部分に限り、これらを附則第三十二条第二項において準用する場合を含む)並びに第二十三条第二項並びに附則第三十条(第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十二条第一項(附則第三十条第一項及び同条第二項において準用する新特例法第十条第三項に係る部分に限る。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、特別永住者証明書とみなす。

254 「同上」

第五十九条 「同上」

(新設)

第五十九条 「同上」

こと等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 法務大臣は、この法律の円滑な施行を図るため、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法第五十条第一項の許可の運用の透明性を更に向上させる等その出頭を促進するための措置その他不法滞在者の縮減に向けた措置を講ずることを検討するものとする。

3 法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理の在り方を検討するものとする。

第六十一条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔新設〕

